

電子交付サービス利用規程

第1条 規程の趣旨

1. この規程は、三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「当社」といいます。）が、第3条で規定する書面（以下「対象書面」といいます。）について、書面による交付に代えて、「対象書面」に記載すべき事項（以下「記載事項」といいます。）を電子情報処理組織（当社の使用に係るコンピューターと、お客さまの使用に係るコンピューター（インターネットへの接続および閲覧が可能な当社所定のブラウザを備えた高機能携帯端末（スマートフォン）を含みます。以下同じです。）を電気通信回路で接続した電子情報処理組織をいいます。）を使用する方法（以下「電磁的方法」といいます。）によりお客さまに提供するサービス（以下「電子交付サービス」といいます。）の取扱いについて定めるものです。

第2条 電子交付サービスの利用

1. お客さまは、別途定める三菱UFJ信託銀行マネフィット利用規約（以下「利用規約」といいます。）に定める顧客登録の完了により、この規程の適用を受けるものとし、この規程に基づいて、電子交付サービスをご利用になることができます。

第3条 対象書面

1. 本規程の対象書面は、以下に掲げるものとし、
 - 1) 契約締結前交付書面
 - 2) 契約締結時交付書面
 - 3) 信託財産状況報告書
 - 4) 前各号に定める他、当社が法令に基づき交付すべき書面
 - 5) その他当社が定めるもの

第4条 電子交付サービスの内容

1. 電子交付サービスは、当社のウェブサイト等にて対象書面の記載事項を提供することにより行います。
2. 前項の提供は、当社ウェブサイト等にて、対象書面の記載事項を表示し、又は対象書面の記載事項を記録したPDFファイルを開覧に供する方法により行う場合があります。PDFファイルについては、お客さまは、PDFソフト（Acrobat Reader 8.x以上）を使用し、閲覧するものとし、

3. お客様がマイページへのログイン後にご覧いただける対象書面の記載事項については、お客様が当該対象書面にかかる取引を行われた日以降、5年間閲覧できます。また、対象書面の記載事項がお客様に提供される場合、お客様が当該対象書面の記載事項を閲覧していたことを当社が確認したときを除き、その都度、当該対象書面の記載事項が閲覧可能である旨を、当社所定の方法によりお客様に通知します。
4. 電子交付サービスによる対象書面の記載事項の提供は、お客様の使用に係るコンピューターによるダウンロードまたはプリンターによる紙媒体での出力が可能な状態で行います。

第5条 書面による例外交付

1. 電子交付サービスの利用の開始後、法令の変更、監督官庁の指示または当社が必要と認める場合、対象書面の全部または一部について、当社の定める範囲および期間において、電磁的方法による記載事項の提供は行わず、当該対象書面を郵送等の方法により交付することがあります。

第6条 電子交付サービスの解約

1. 次の各号のいずれかに該当する場合、電子交付サービスは解約されるものとします。
 - 1) 利用規約第10条に定める事由に該当する場合
 - 2) その他やむを得ない事由により、当社が電子交付サービスの提供を中止する場合
2. 前項の規定により電子交付サービスが解約された場合には、当該解約以降、電磁的方法による対象書面の記載事項の提供は行わず、対象書面を郵送等の方法により交付します。また、電子交付サービスの解約以前に電磁的方法により提供された対象書面の記載事項は、閲覧できなくなりますので、お客様には、お客様の使用に係るコンピューターによるダウンロードまたはプリンターによる紙媒体での出力を行っていただきます。

第7条 電子交付サービスの方法の変更

1. 当社は、お客様にあらかじめ通知することなく、法令に反しない範囲で電子交付サービスの方法を変更することがあります。
2. 当社は、前項に定める変更により生じたお客様の損害については、当社に故意または重大な過失のない限り、その責任を負わないものとします。

第8条 電子交付サービスの停止

1. 当社は、電子情報処理組織の緊急点検の必要性その他の合理的理由に基づき、お客さまにあらかじめ通知することなく、当社の定める範囲および期間において、電子交付サービスの全部または一部のサービスを停止することがあります。
2. 前項の規定により電子交付サービスを停止した場合には、停止以降、電磁的方法による対象書面の記載事項の提供は行わず、対象書面を郵送等の方法により交付します。
3. 電子交付サービスの停止により生じたお客さまの損害については、当社に故意または重大な過失のない限り、その責任を負わないものとします。

第9条 届出事項の変更

1. お客さまは、電子交付サービスの利用に係る届出事項に変更がある場合には、当社所定の手続きによって、当社に直ちにお届けいただくものとします。また、当該変更のお届け前および当該変更に関連して生じた損害について、当社は、その責任を負わないものとします。

第10条 その他の約款、規程等の適用

1. お客さまと当社の間における各サービス、取引等の内容や権利義務関係に関する事項について、この規程に定めがない場合には、利用規約をはじめ他の約款および規程、関連諸法令の定めるところによるものとします。

第11条 免責事項

1. 当社は、次の第1号から第7号に該当した場合にお客さまに生じた損害については、その責任を負いません。ただし、次の第1号から第6号までの事項について、当社に故意または重大な過失がある場合は、この限りではありません。
 - 1) 第6条に定める電子交付サービスの解約
 - 2) 第7条に定める電子交付サービスの方法の変更
 - 3) 第8条に定める電子交付サービスの停止
 - 4) 通信回線、通信機器、アクセスプロバイダー、閲覧ソフト、コンピューターシステム、機器等の障害等による情報伝達の遅延、不能等
 - 5) 電子交付サービスで提供する情報の遅延、中断、停滞、誤謬または欠陥
 - 6) コンピューターウイルスや第三者による妨害、侵入、情報改変等による障害の発生
 - 7) お客さまがこの規程または利用規約に反したこと

第12条 規程の変更

1. この規程の変更の取扱いは、利用規約に定めるところに準じます。

以上

2022年4月28日制定